第201500050138号 平成27年6月29日

各介護サービス事業所を運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部長寿社会課長 (公印省略)

介護保険事業者における事故発生時の報告要領の改正について (通知)

平成24年10月31日付第201200120602号「介護事故防止チェックリスト、介護事故防止チェックリスト周知方法のガイドライン及び介護保険事業者における事故発生時の報告要領について(通知)」において、チェックリストの活用、ガイドラインの遵守、事故発生時の報告の徹底をお願いしたところですが、この度、介護事業者における事故発生時の報告要領(以下、「報告要領」という。)及び別添「介護事業者事故報告書」(以下、「報告様式」という。)を改正いたしました。(チェックリスト、ガイドラインには変更はありません。)つきましては、貴下の事業所にお知らせいただくとともに、報告は新様式で行って頂きますようお願いいたします。

(改正点)

- ○報告要領
 - ・3. 報告の範囲(2)に「個人情報の漏えい(疑いを含む)」の追加
 - ・その他、補足説明追記等。所要の変更
- ○報告様式
 - ・事故種別・結果欄に「個人情報の漏えい」を追加

(留意事項)

1 県への事故報告書作成上の注意

個人名等、事故に関わる個人が特定される情報は記載せず、職名、利用者との続柄等で記載してください。

<例:2月14日18時頃(管理者)が(利用者の妻)に説明済み。>

また、保険者への報告様式に、県が求める報告内容が含まれている場合は、保険者への報告様式をもって、県へ報告を行うこと可能とする。ただし、その場合に、報告書内に事故に関わる個人名が記載されている場合は、当該部分を白塗り等で削除し、報告すること。

2 事故発生時の報告について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第37条等に規定されている市町村への報告は、本報告とは別に従来どおり行ってください。

【県長寿社会課ホームページ】

下記ホームページに改正後の報告要領、報告様式を掲載しておりますので、御確認ください。 (チェックリスト、ガイドラインも同ページに掲載しております。)

http://www.pref.tottori.lg.jp/206649.htm

(担当)長寿社会課

介護サービス事業・施設担当 藤田 電 話:0857-26-7175 ファクシミリ:0857-26-8127